

## 交渉(全労働京都支部)議事概要(令和5年11月8日)

京都労働局長(当局)は、令和5年11月8日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

### 1 【全労働京都支部】

少子化や経済対策の中で、労働行政に求められる役割は一層大きくなっており、新たな業務が年々増加しているにもかかわらず定員をめぐる状況は大変厳しく、さらには、かつての国家公務員採用抑制に伴う職員の年齢構成の歪みの影響により中堅職員が不足し現場は疲弊している。定員の拡充など体制の確保を図ること。

#### 【当局】

第一線機関における体制整備が不可欠であることは十分認識している。賃上げをはじめ、多様な働き方やコロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服など、政府の各種施策を迅速に進め、国民に対して求められる役割を果たしていくためには、それに見合った体制の確保が重要であり、引き続き関係機関に対して強く要望したい。

### 2 【全労働京都支部】

今年度の人事院勧告では初任給の月額賃金の改善はあったものの、地域別最低賃金との比較において未だ不十分であるほか、大きく物価が上昇する中、全体として全く不十分なものであると言わざるを得ない。また、年金受給開始年齢まで勤務する再任用職員の処遇は、非常勤職員と比べても職務実態に見合わず著しく低い状態に置かれたままであり、安心して生活ができるよう改善を図っていただきたい。

#### 【当局】

実質的な給与水準の低下は職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、職員の士気や人材確保にもかかわる問題と認識している。

再任用職員など高齢層職員の処遇改善も含め、職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、引き続き関係機関に要望したい。

### 3 【全労働京都支部】

労働行政で働く非常勤職員は、第一線窓口で質・量ともに専門性の高い業務を担っており、非常勤職員の協力なくして成り立たない。非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇、給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

#### 【当局】

非常勤職員は、複雑困難化する第一線の職場で、労働行政推進のために懸命に働き、職場においても欠くことができない存在になっている。

非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、引き続き関係機関に要望したい。